

(東京高裁経由)

長野地家裁総第318号

(組ろー05)

平成25年2月19日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

長野地方裁判所長 石 井 忠 雄

執行官事務の査察の結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

標記の査察を下記のとおり実施しました。査察結果の概要は別紙第2のとおりであり、自庁査察及び全庁査察の結果は別紙第3から別紙第9までの報告書のとおりです。

記

第1 査察年月日、被査察者、査察担当者については別紙第1のとおり

第2 査察事項

1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項

2 事件の受付及び分配に関する事項

3 事件処理に関する事項

(1) 未済事件の係属状況

(2) 係属2年を超える未済事件の処理状況

(3) 執行着手状況及び処理状況

(4) 現況調査事務の処理状況

(5) 執行官保管にかかる動産仮差押、占有移転禁止の仮処分等の点検実施状況

4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

- 5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- 6 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- 7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項
- 8 執行官室の運営に関する事項
- 9 執行官の使用する事務員に関する事項

(別紙第1)

1 (全庁査察) 査察年月日, 被査察者, 査察担当者

査察月日	被査察者	査 察 担 当 者
9月14日 (金)	上田支部 山崎 忠治	監督官 (民事部総括判事) 山 本 剛 史 監督補佐官 (民事訟廷管理官) 金 子 昌 也 同 (会計課長) 齋 藤 宏 総括執行官 渋谷 宗 宏 佐久支部執行官 藤 巻 正 弘
9月26日 (水)	佐久支部 藤巻 正弘	監督補佐官 (民事訟廷管理官) 金 子 昌 也 同 (会計課長) 齋 藤 宏 総括執行官 渋谷 宗 宏 本庁執行官 酒 井 積
10月25日 (木) 10月26日 (金)	伊那支部 松澤 信年 飯田支部 松澤 信年	監督補佐官 (民事首席書記官) 一 由 武 宏 同 (民事主任書記官) 白 井 毅 彦 同 (会計課長) 齋 藤 宏 総括執行官 渋谷 宗 宏 松本支部執行官 木 下 龍 之 (飯田のみ)
11月1日 (木) 11月7日 (水)	松本支部 木下 龍之 中田比呂志 諏訪支部 木下 龍之 中田比呂志	監督補佐官 (民事次席書記官) 佐 藤 良 雄 同 (民事主任書記官) 竹 内 勝 彦 (諏訪のみ) 同 (会計課長) 齋 藤 宏 総括執行官 渋谷 宗 宏 本庁執行官 稲 村 敬 吾 (松本のみ)
12月14日 (金)	本庁 渋谷 宗宏 稲村 敬吾 酒井 積	監督補佐官 (民事首席書記官) 一 由 武 宏 同 (民事次席書記官) 佐 藤 良 雄 同 (会計課長) 齋 藤 宏 上田支部執行官 山 崎 忠 治 松本支部執行官 中 田 比 呂 志

2 (自庁査察) 査察年月日, 被査察者, 査察担当者

査察年月日	被査察者	査 察 担 当 者
平成24年 6月5日	上田支部 山崎 忠治	監督官(支部長) 永井 秀明 監督補佐官(庶務課長) 春原 敏男 総括執行官 渋谷 宗宏
6月7日	佐久支部 藤巻 正弘	監督官(支部長) 甲 良 充一郎 監督補佐官(庶務課長) 中 澤 信 彦 総括執行官 渋谷 宗宏
6月13日	松本支部 木下 龍之 中田比呂志	監督官(支部長) 田 代 雅 彦 監督補佐官(庶務課長) 櫻 井 郁 夫 総括執行官 渋谷 宗宏
6月19日	諏訪支部 (兼務) 木下 龍之 中田比呂志	監督官(支部長) 下 澤 良 太 監督補佐官(庶務課長) 高 野 吉 晴 総括執行官 渋谷 宗宏
6月21日	伊那支部 (兼務) 松澤 信年	監督官(支部長) 氣賀澤 耕 一 監督補佐官(庶務課長) 關 文 明 総括執行官 渋谷 宗宏
6月22日	飯田支部 松澤 信年	監督官(支部長) 加 藤 員 祥 監督補佐官(庶務課長) 細 田 与 一 総括執行官 渋谷 宗宏
6月26日	本庁 渋谷 宗宏 稲村 敬吾 酒井 積	監督官(民事部総括判事) 山 本 剛 史 監督補佐官(民事首席書記官) 一 由 武 宏 監督補佐官(民事次席書記官) 佐 藤 良 雄

(別紙第2)

査 察 結 果 の 概 要

第1 執行官の配置及び事件の動向等について

1 執行官の1人の減員

平成24年3月までは当庁執行官は全員で9人配置されており、執行官を配置しなかった伊那支部については、諏訪支部と飯田支部の兼務庁とした上で、同両支部から執行官をそれぞれ二分の一の割合で伊那支部において執務させ、同割合で事件を分配し担当させていた。しかし、新受事件数が減少に転じている等の状況の下、平成24年3月31日に諏訪支部に配置されていた執行官1人が退職し、同人の補充を行わなかったため、当庁管内の執行官の配置数は9人から8人となった。

そこで、新たに執行官の配置がなくなる諏訪支部の執務態勢及び全執行官に分配する事件数の均衡を考慮し、前記諏訪支部の兼務庁としていた伊那支部の態勢の変更に加え、従前は本庁執行官が上田支部管轄区域のうち、千曲市、坂城町の全事件を、佐久支部の管轄区域のうち、小諸市、御代田町の現況調査を取り扱うこととしていた事務分配を平成24年4月1日から次のとおり変更する措置を執った。

(1) 本庁執行官は、

ア 松本支部管内のうち、池田町、松川村、大町市、白馬村、小谷村の全事件

イ 上田支部管内のうち、千曲市の全事件

ウ 佐久支部管内のうち、小諸市の現況調査
を取り扱う。

(2) 松本支部執行官は、諏訪支部の管轄区域の全事件を取り扱う。

(3) 飯田支部執行官は、伊那支部の管轄区域の全事件を取り扱う。

2 現況調査事件及び動産執行事件の概況

- (1) 過去5年間の新受累計は、別紙のとおりである。

なお、同表の括弧内の数値は、本庁については平成24年3月までは上田支部と佐久支部の、同年24年4月からは前記1(1)ア～ウによる見直しにより、てん補処理した本庁管轄区域外の事件数であり、諏訪支部と飯田支部については、平成24年3月までは兼務庁である伊那支部の事件数で、同年4月からは飯田支部は兼務庁の伊那支部の、松本支部は兼務庁の諏訪支部の事件数である。

- (2) 本年度の新受件数を前年度と比較すると、現況調査事件については、伊那支部が2件の増加となったほかは減少しており、特に飯田支部は23.5%、上田支部は23.4%と、その減少割合が大きく、全体としては昨年度より11.3%減少している。

動産執行事件については、本庁及び全支部で大きく減少しており、全庁における減少割合は43.4%に及んでいる。特に減少率が大きい庁は佐久支部の57%、伊那支部の53.1%と、50%を超える減少となっており、減少率が一番少ない庁の諏訪支部においても、その率は33.9%となっている。

減少した原因の一つとしては、多数の動産執行事件を申し立てていた2業者()からの申立てが激減したことが一因であると考えられるが、それ以外の原因は判明していない。

- (3) 管内執行官の一人当たりの本年度の現況調査の負担件数は、次表のとおりである。

なお、執行官の平均負担件数は75.3件(昨年度は82.2件)である。

各庁執行官の現況調査の負担件数（平成24年度）

庁 名		負 担 件 数	庁 名	負 担 件 数
本庁	総括	34	松本支部	97.5
		64.5	諏訪支部	(13)
上田支部		75	飯田支部	94
佐久支部		75		

- (注) 1 本庁執行官3人の現況調査事件の分配割合は、総括執行官が5分の1、他の執行官が各5分の2である。
- 2 諏訪支部については、1～3月まで在籍した執行官の取扱件数であるが、負担数の計算上、この件数は松本支部の負担件数に加えた。
また同様に同執行官が取り扱った伊那支部の件数は飯田支部の負担件数に加えた。
- 3 本庁執行官は、上田支部、佐久支部及び松本支部の管轄区域分を、松本支部執行官は、諏訪支部の管轄区域分を、飯田支部執行官は、伊那支部管轄区域分を含む。
- (4) これによると、総括執行官を除き、平成24年度は、上田支部及び佐久支部は平均とほぼ同数であり、本庁の分配数が平均数を下回っている。一方、松本支部は97.5件、飯田支部は94件といずれも平均を29%から25%程度上回っている。同様の分配で本年度も推移するとすれば、本庁の執行官の分配と松本支部の執行官の分配は年間33件の差が生じ、本庁執行官の51%増の事件分配を松本支部執行官が受けることとなる。
- (5) このような新受事件数の状況が継続する場合は、執行官の事件分配件数の公平性の観点から、再度てん補を行う範囲等の見直しが必要であると考えており、現在は事件動向等を注視している。

第2 平成24年度の査察に当たり、事前に提出させた各種調査により判明したもののうち、特記事項は次のとおりである。

1. 現況調査事務関係

(1) 本庁

報告済件数77件のうち、期限後提出件数は1件であるが、これは物件数が12と多数で、かつ8箇所に分散していることに加え、現状の確認が困難な物件があることから調査に時間を要したものであり、経過日数は1日と短い。それ以外はすべて期限内に提出されていた。

(2) 上田支部

報告済件数55件のうち、期限後提出件数は1件であるが、これは山林の調査であり、積雪の影響や現地の確認に当たり隣地所有者や森林組合からの協力が得られなかったことにより時間を要したものである。それ以外は期限内に提出されている。

(3) 佐久支部

報告済件数62件のうち、期限後提出件数は1件であるが、これは申立債権者から債務者と話し合い中で取り下げる可能性があるので、立ち入り調査を提出期限直前まで待つて欲しいとの要請があつたが、結局取下げはなされなかったことから提出日を1日過ぎてしまったというものである。それ以外の報告はすべて期限内になされている。

(4) 松本支部

報告済件数89件のうち、期限後提出件数は3件であるが、これは物件が分散しており、更に占有関係等の権利関係の調査に時間を要したもの2件（2箇月以内）と、他の1件は営業中の旅館と居宅が対象であつたが、調査日を旅館の休館日にしてくれとの要望や、目的外建物の共有者への直接の調査を債務者兼所有者会社が拒否したため調査に時間を要した（1箇月以内）ものである。

なお、未報告事件で1件提出日を経過しているものがあるが、これは賃貸物件で所有者から関係資料はすべて提供するので、居住者に対する調査はしないでもらいたいとの要望があり、待っていたが、結局その資料が提供されなかったため、期限後（1箇月内）となっているものである。また、8月31日の調査日以後の提出状況を確認するといずれも長期間ではないが、5件ほどが提出期間を過ぎていたものがあった。

(5) 諏訪支部及び飯田支部

諏訪支部は、報告済件数33件及び未報告件数6件のうち期限を経過した件数はない。飯田支部も報告済件数16件及び未報告件数9件のうち期限を経過した件数はなく、いずれの支部も適切に処理されている。

(6) 伊那支部

報告済件数31件のうち期限後提出件数は2件あるが、これは共同住宅の入居者からの占有関係の調査協力が得られなかったため1箇月経過したものと、件外建物の調査に時間を要したために2週間以内であるが、経過したものである。また、未報告件数12件のうち、1件は既に提出期限から1箇月を経過しているが、本件は広大なゴルフ場であり物件の特定等に時間を要しているためである。

2 執行官室の運営に関する事項

長野地方裁判所管内は、8人の執行官で、南北に長く、かつ、東西にも広い管轄区域を担当している上、大部分を山岳地帯が占め、山岳地帯と山岳地帯の間に拓けた平地に6つの支部が設置されているが、それぞれの支部への行き来は交通手段としては一番利便性が高く、時間が節約できる自動車を利用しても1時間を超える遠距離となっている（鉄道は便数が少なく、乗り継ぎが必要なことから移動には長時間時間を要する。）。また、平地が少ないため、道路には迂回路がほとんどなく、高速道路以外の道路は曲がりくねった幅の狭い状況で冬期間は凍結するという悪条件が加わる。それらの状況がどの支部を兼務庁

とするか等、当庁における執行官配置上の大きな考慮事項となっている。

本庁は、総括執行官及び2人の執行官の合計3人で事務を担当しているが、総括執行官は、管内執行官の総括業務を担当していることから、現況調査事件の分配を5分の1にして、職務軽減が図られている。

平成14年6月に策定した執行官室事務員賃金規則及び同就業規則に基づく事務員の共同雇用及び平成15年3月に策定した「執行官室運営指針」に基づく執行官室の運営は順調に行われている。

当庁管内では、執行官1人が配置されている支部が3庁、執行官が常駐しない支部が2庁あるが、いずれの庁にも、執行官室事務員が1人ずつ常駐している。執行官の不在時や事務員の休暇取得時に生ずる執行官事務受付等の処理等については、支障を来すことのないように、執行官室と当該支部の執行係及び庶務課長との間で密接な連絡、支援態勢が執られており現在まで問題は生じていない。

第3 事件数の動向と執行官の配置等

- 1 事件数の動向は、第1に記載したとおりであり、平成24年度の現況調査事件及び動産執行事件は昨年度と比較して減少している。現況調査事件ではその減少率が緩やかになってきていることから、そろそろ底を打つのではないかと考えられる一方、動産執行事件の減少率は逆に極めて大きくなった。これは、動産執行事件がほとんど不能で終了していることから、債権回収の実効性という点を考慮して、同執行方法を選択しない業者が多くなっている可能性が考えられる。前記したように、当管内では

とのことであった。当庁としても、このような状況を考慮して、今後どのように事件動向が推移するか注視している。

2 前記したように、事件数の減少や現況調査事件の一人当たりの負担件数にかなりの差があり、執行官の間で収入の格差が生じていることから、平成24年度の執行官の適正配置については、全執行官9人から1人を減員し8人態勢とし、担当する事件数についても公平化が図られるよう、担当区域の変更を含めて適切と考えられる措置を執ったところであるが、同状況は完全に解消されたとは言い難いことから、本年度においては事件の推移を注視し、必要であれば担当区域の再度の変更や執行官の配置場所等を検討したいと考えている。

(別紙)

新受件数の推移(5年分)

庁 別	年 度	現況調査新受件数		動産執行新受件数	
本庁 (3)	20	225	(108)	162	(35)
	21	226	(88)	132	(20)
	22	127	(91)	179	(24)
	23	129	(61)	162	(28)
	24	116	(47)	95	(18)
上田支部 (1)	20	183		81	
	21	161		102	
	22	146		92	
	23	111		80	
	24	85		43	
佐久支部 (1)	20	187		83	
	21	202		65	
	22	142		77	
	23	106		79	
	24	90		34	
松本支部 (2)	20	279		170	
	21	266		144	
	22	207		208	
	23	173		166	
	24	162	(42)	103	(29)
諏訪支部 (0)	20	84	(25)	55	(23)
	21	102	(37)	66	(27)
	22	86	(21)	57	(23)
	23	56	(20)	59	(23)
	24	55	(5)	39	(3)
飯田支部 (1)	20	75	(57)	35	(31)
	21	75	(42)	32	(31)
	22	43	(41)	42	(32)
	23	51	(33)	46	(26)
	24	39	(50)	26	(20)
伊那支部 (0)	20	82		54	
	21	79		58	
	22	62		55	
	23	53		49	
	24	55		23	
総 計 (8)	20	1115	(190)	640	(89)
	21	1111	(167)	599	(78)
	22	813	(153)	710	(79)
	23	679	(114)	641	(77)
	24	602	(144)	363	(70)

(注)

1 庁別欄の()内は、平成24年4月1日からの執行官の配置数である。

2 事件数欄の()内は、本庁はてん補庁の、支部は兼務庁の受案件数(外数)である。

(別紙第3)

長野地裁管内執行官査察指摘事項要旨 (平成24年12月14日実施 本庁執行官室分)	
査 察 事 項	指 摘 事 項 要 旨
1 帳簿及び物品保管票の 備付け及び使用に関する 事項	1(1) 物品保管票に訂正印のないものや「払渡し・事由」欄に 単に「債務者に引渡」との記載のみで理由が記載されてい ないものがあった。 (2) 強制執行等事件簿について事件が終了しているのに、清 算欄の記載がないものが散見された。
2 事件の受付及び分配に 関する事項	2 適正に処理されていた。
3 事件の処理に関する事 項 (1) 未済事件の係属状況 (2) 係属2年を超える未 済事件の処理状況 (3) 執行着手状況及び処 理状況 (4) 現況調査事務の処理 状況 (5) 執行官保管に係る動 産仮差押、占有移転の 禁止の仮処分等の点検 実施状況	3 (1)～(4)は以下に記載した外、別表1～3のとおり 提出日を経過した事件が1件あったが全体では迅速に処理さ れ提出されていた。 適正に処理されていた。

4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項	4(1) 動産執行事件で世帯主の占有であるとの理由で執行不能としているが、世帯主の氏名の記載がなく、債務者が世帯主ではないとの記載がないものがあった。 (2) 区分所有建物（マンション）の現況調査において、滞納管理費等の滞納期間に誤記があった。
5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項	5 適切に処理されていた。
6 予納金、保管金及び保管物に関する事項	6 事件が終了してから2, 3週間後に予納金残金を返還しているものが散見されたので、早期に返還するよう指導した。
7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項	7 適正に処理されていた。
8 執行官室の運営に関する事項	8 執務室内の整理及び[REDACTED]等の鍵の保管を含め適正に処理されていた。
9 執行官の使用する事務員に関する事項	9 総括執行官を中心によく指導していた。
10 その他の参考となる事項	10 執行中に債務者からの任意弁済金を受領したが、保管金にすることなく1週間後に債権者に交付していた。

(別表第1)

1 未済事件調査表

長野地方裁判所 本庁

(平成24年8月31日現在)

	平成19 年以前	20	21	22	23	24	計
執イ						11	11
執ロ						7	7
執ハ					1		1

2 係属後2年を超える未済事件の未済事由等調査表

[illegible]

(別表第2)

1 執行着手期間調査表

長野地方裁判所 本庁
(平成24年1月1日から同24年8月31日までの受理事件)

[illegible]

※ 着手期間については、予納金が納付された日から、最初に臨場した日までを記載する。

2 2月を超えるもの及び未着手で2月を超えるもの

[illegible]

(別表第3)

1 現況調査事務処理状況(その1)

長野地方裁判所 本庁

(1) 平成24年1月1日から同24年8月31日までの受命事件処理状況

総受命件数	報告済件数	未報告件数	取下等による取消件数
86	77	7	2

提出期限
(受命の日から)

日
週間
箇月

報告済件数	期限内提出件数	期限後提出件数
77	76	1

期限後提出遅滞期間

2週間以内	1件
1箇月以内	件
1箇月を超え2箇月以内	件
2箇月を超える	件

(2) 8月31日現在の未報告事件の状況

未報告件数	期限内件数	期限経過件数
7	7	

期限経過遅滞期間

1箇月以内	件
1箇月を超え2箇月以内	件
2箇月を超える	件

(注) 未報告事件で期限後遅滞期間が1箇月を超えるものは、2に具体的に記載する。

2 現況調査事務処理状況(その2)

期限後遅滞期間が1箇月を超える事件の処理状況

事件番号	受命年月日	報告期限	物件所在地	物件の種類と個数	遅延事由	当事者の異議、上申等	報告書提出見込時期

(別紙第4)

長野地裁管内執行官査察指摘事項要旨 (平成24年9月14日実施 上田支部執行官室分)	
査 察 事 項	指 摘 事 項 要 旨
1 帳簿及び物品保管票の 備付け及び使用に関する 事項	1 適正に処理されていた。
2 事件の受付及び分配に 関する事項	2 適正に処理されていた。
3 事件の処理に関する事 項 (1) 未済事件の係属状況 (2) 係属2年を超える未 済事件の処理状況 (3) 執行着手状況及び処 理状況 (4) 現況調査事務の処理 状況 (5) 執行官保管に係る動 産仮差押、占有移転の 禁止の仮処分等の点検 実施状況	3 (1)～(4)は別表1～3のとおり (5) 適正に処理されていた。
4 記録、調書その他の書 類の作成に関する事項	4 以下の事項以外は、概ね適正な処理が行われていた。 (1) 物品保管票の「保管場所」欄が「長野地方裁判所上田支 部執行官室」との記載にとどまっているが、通達上「・・・ 執行官室■■■■」等と記載すべきである。 (2) 明渡執行の催告調書において、本文上には「別紙〇〇の とおり」とされているが、当該別紙である占有関係等調査

	表あるいは物件目録が添付されていないものがある。 (3) 執行調書末尾の執行官名下の押印のないものがある。 (4) 執行日時指定書に記入漏れと印漏れのあるものがある。 (5) 立会人の立会があるのに調書にその旨の記載が漏れているものがある。 (6) 立会人の日当旅費が「執行補助者費用」名目で支払われているものがある。
5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項	5 適正に処理されていた。
6 予納金、保管金及び保管物に関する事項	6 適正に処理されていた。
7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項	7 昨年度指摘された平成8、9年度の強制執行等事件簿は、廃棄されていた。また、同様に指摘されていた閲覧及び謄本等受付簿等の編成については、是正されていた。廃棄可能な平成17年以前の記録で、廃棄されていない記録があったので本年度に廃棄をするよう指導した。
8 執行官室の運営に関する事項	8(1) 昨年度指摘された[redacted]の鍵は、退庁時に施錠している。また、駐車・通行禁止除外指定車標章は、[redacted]に保管していた。 (2) 執務室の鍵が、[redacted]に保管するよう指導した。
9 執行官の使用する事務員に関する事項	9 適正な管理ができていた。
10 その他の参考となる事項	10 動産執行事件において、事件終局に伴って債務名義等を書留郵便に付して還付した場合、現在、同書留郵便受領証を雑

(別紙第4)

	書綴りに綴っているが、執行費用計算書中の支出の根拠となることから、今後は、当該事件記録に綴り、庶務課長の検閲（計算内容の点検資料に活用）を受けるべきであると指摘した。
--	---

(別表第1)

1 未済事件調査表

長野地方裁判所 上田支部(てん補分を含む)

(平成24年8月31日現在)

	平成19 年以前	20	21	22	23	24	計
執イ						5	5
執ロ						11	11
執ハ						1	1

2 係属後2年を超える未済事件の未済事由等調査表

[illegible]

(別表第2)

1 執行着手期間調査表

長野地方裁判所 上田 支部(てん補分を含む)
(平成24年1月1日から同年8月31日までの受理事件)

	1週間 以 内	2週間 以 内	1 月 以 内	2 月 以 内	2月を超 えるもの	着手前 取下げ	未 着 手		合計	備考
							2月内	2月超		
執イ	11	10	1				5		27	
執口	12	5	2			1	4		24	
執ハ		1							1	

※ 執行の着手時期については、予納金が納付された日から、最初に臨場した日までを記載する。

2 2月を超えるもの及び未着手で2月を超えるもの

(この項目は、全未済事件を対象として報告する。)

[illegible]

(別表第3)

1 現況調査事務処理状況(その1)

長野地方裁判所 上田 支部(てん補分を含む)

(1) 平成24年1月1日から同年8月31日までの受命事件処理状況

総受命件数	報告済件数	未報告件数	取下等による取消件数
60	55	5	0

提出期限
(受命の日から)

50日

週間

箇月

報告済件数	期限内提出件数	期限後提出件数
55	54	1

期限後提出遅滞期間

2週間以内

件

1箇月以内

件

1箇月を超え2箇月以内

件

2箇月を超える

1件

(2) 平成24年8月31日現在の未報告事件の状況

未報告件数	期限内件数	期限経過件数
5	5	0

期限経過遅滞期間

1箇月以内

件

1箇月を超え2箇月以内

件

2箇月を超える

件

(注) 未報告事件で期限後遅滞期間が1箇月を超えるものは、2に具体的に記載する。

2 現況調査事務処理状況(その2)

期限後遅滞期間が1箇月を超える事件の処理状況

事件番号	受命年月日	報告期限	物件所在地	物件の種類と個数	遅延事由	当事者の異議、上申等	報告書提出見込時期
23(ケ)100	24. 1. 27	24. 3. 13	上田市殿城 上田市上野	山林14	領収に加え、所有者及び隣接地所有者、森林組合からの現地裏内の協力が得られなかったため調査が継続し、更に土地内にある登山道の占有権原についての調査が迫ったため。		24. 6.29提出

(別紙第5)

長野地裁管内執行官査察指摘事項要旨 (平成24年9月26日実施 佐久支部執行官室分)	
査 察 事 項	指 摘 事 項 要 旨
1 帳簿及び物品保管票の 備付け及び使用に関する 事項	1 適正に処理されていた。
2 事件の受付及び分配に 関する事項	2 適正に処理されていた。
3 事件の処理に関する事 項 (1) 未済事件の係属状況 (2) 係属2年を超える未 済事件の処理状況 (3) 執行着手状況及び処 理状況 (4) 現況調査事務の処理 状況 (5) 執行官保管に係る動 産仮差押、占有移転の 禁止の仮処分等の点検 実施状況	3 (1)～(4)は別表1～3のとおり (5) 適切に処理されていた。
4 記録、調書その他の書 類の作成に関する事項	4 について 以下の事項以外は、概ね適正な処理が行われていた。 現況調査において、立会人の同行なしで目的物件に臨場し たところ、全戸不在のため敷地内のみの立入調査にとどめた 場合に、現況調査報告書の「調査の経過」欄には「立入調査 」と記載されているが、「土地立入調査」又は「敷地立入調

	査」と記載するのが望ましい（立会人不在にもかかわらず建物（住居）内に立ち入ったとの誤解を生じかねない記載であるため）。
5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項	5 適正に処理されていた。
6 予納金、保管金及び保管物に関する事項	6 適正に処理されていた。
7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項	7 帳簿及び記録等の保管及び廃棄は適正に行われていた。
8 執行官室の運営に関する事項	8 特に問題点は見当たらなかった。[REDACTED]は、とてもきれいでわかりやすく整理整頓されていた
9 執行官の使用する事務員に関する事項	9 執行官との関係も良好であり、適正な管理ができていた。
10 その他の参考となる事項	10 特になし。

(別表第1)

1 未済事件調査表

長野地方裁判所 佐久支部
(平成24年8月31日現在)

	平成19 年以前	20	21	22	23	24	計
執イ						1	1
執ロ						1	1
執ハ				1	4	9	14

2 係属後2年を超える未済事件の未済事由等調査表

[illegible]

(別表第2)

1 執行着手期間調査表

長野地方裁判所 佐久 支部
(平成24年1月1日から同年8月31日までの受理事件)

	1週間 以 内	2週間 以 内	1 月 以 内	2 月 以 内	2月を超 えるもの	着手前 取下げ	未 着 手		合 計	備 考
							2月内	2月超		
執イ	21	5	1				1		28	
執口	8	10				2	1		21	
執ハ	7	2					1		10	

※ 執行の着手時期については、予納金が納付された日から、最初に臨場した日までを記載する。

2 2月を越えるもの及び未着手で2月を超えるもの

(この項目は、全未済事件を対象として報告する。)

該当事項なし

[illegible]

(別表第3)

1 現況調査事務処理状況(その1)

長野地方裁判所 佐久支部

・平成24年1月1日から同年8月31日までの受命事件処理状況

総受命件数	報告済件数	未報告件数	取下等による取消件数
63	62	1	0

提出期限
(受命の日から)

50 日
週間
箇月

報告済件数	期限内提出件数	期限後提出件数
62	61	1

期限後提出遅滞期間

2週間以内	1 件
1箇月以内	件
1箇月を超え2箇月以内	件
2箇月を超える	件

・8月31日現在の未報告事件の状況

未報告件数	期限内件数	期限経過件数
1	1	0

期限経過遅滞期間

1箇月以内	件
1箇月を超え2箇月以内	件
2箇月を超える	件

(注) 未報告事件で期限経過遅滞期間が1箇月を超えるものは、2に具体的に記載する。

2 現況調査事務処理状況(その2)

期限遅滞期間が1箇月を超える事件の処理状況

該当事項なし

事件番号	受命年月日	報告期限	物件所在地	物件の種類と個数	遅延事由	当事者の異議、上申等	報告書提出見込時期

(別紙第6)

長野地裁管内執行官査察指摘事項要旨 (平成24年11月1日実施 松本支部執行官室分)	
査 察 事 項	指 摘 事 項 要 旨
1 帳簿及び物品保管票の 備付け及び使用に関する 事項	1 適正に処理されていた。
2 事件の受付及び分配に 関する事項	2 適正に処理されていた。
3 事件の処理に関する事 項 (1) 未済事件の係属状況 (2) 係属2年を超える未 済事件の処理状況 (3) 執行着手状況及び処 理状況 (4) 現況調査事務の処理 状況 (5) 執行官保管に係る動 産仮差押、占有移転の 禁止の仮処分等の点検 実施状況	3 (1)～(4)は以下に記載した外、別表1～3のとおり 調査日(8月31日現在)以後に5件ほど提出期限を徒過し たものがあつた。 4 以下の点を除き概ね適正に処理されている。 (1) 債務者が3名で、手続の経過と結果が3名同一ではない
4 記録、調書その他の書 類の作成に関する事項	

	ケースの動産執行事件において、どの債務者についての指定期日であるのか「執行日時指定書」上特定されていない。 (2) 明渡執行事件において、断行日が10月17日であるのに、催告書と公示書の断行日が10月23日とされている（催告のため臨場する際、事前に予定としていた断行日を臨場の結果繰り上げたケース。催告時に債務者は動産を残置してすでに退去していたので、現実には債務者に断行日が告知されることなく明渡が完了した。）。) (3) 明渡執行事件において、債務者の占有を認定した郵便物（宛名が債務者）について、差出人名まで調書に記載されている。 (4) 子の引渡執行事件において、警察上の援助を得ているが立会人の同行について検討されていない。 (5) 仮処分執行事件が本執行に移行して完了したケースにおいて、仮処分事件記録に本執行移行を示す文書（本執行調書の写し等）が編てつされていない。
5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項	5 適正であった。
6 予納金、保管金及び保管物に関する事項	6 事件終了後3週間ほど経て予納金の残金を返還したものが数件あったが、全体では比較的早い時期に返還していた。
7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項	7 執行官の1人がトレイに記録や書類を封筒に入れて[REDACTED]に積んでおり、本人以外の他の執行官や事務員は記録の所在等が分からない状況であったので、改善を指導した。
8 執行官室の運営に関する事項	8 2人の執行官がよく相談して運営していた。
9 執行官の使用する事務員に関する事項	9 適正に管理していた。
10 その他の参考となる事項	10(1) 駐車・通行禁止除外指定車標章を[REDACTED]

(別紙第6)

項	に保管せず、それぞれが自分の鞆に入れて保管していた。 (2) 1人の執行官は、帰宅時に職印を[REDACTED] [REDACTED]に保管せず、机の上の見える位置に置きっぱなしであったため、適切に保管するよう指導した。
----------	---

(別表第1)

1 未済事件調査表

長野地方裁判所 松本 支部
(平成24年8月31日現在)

	平成19 年以前	20	21	22	23	24	計
執イ						8	8
執ロ						5	5
執ハ						2	2

2 係属後2年を超える未済事件の未済事由等調査表

[illegible]

(別表第2)

1 執行着手期間調査表

長野地方裁判所 松本 支部
(平成24年1月1日から同年8月31日までの受理事件)

	1週間 以 内	2週間 以 内	1 月 以 内	2 月 以 内	2月を超 えるもの	着手前 取下げ	未 着 手		合 計	備 考
							2月内	2月超		
執イ	33	20	5	2		3	7		70	
執口	7	18	6	2		1	5		39	
執ハ	3	2							5	

※ 執行の着手時期については、予納金が納付された日から、最初に臨場した日までを記載する。

2 2月を超えるもの及び未着手で2月を超えるもの

(この項目は、全未済事件を対象として報告する。)

[illegible]

(別表第3)

1 現況調査事務処理状況(その1)

長野地方裁判所 松本 支部

(1) 平成24年1月1日から同年8月31日までの受命事件処理状況

総受命件数	報告済件数	未報告件数	取下等による取消件数
104	89	14	1

提出期限
(受命の日から)

日
7 週間
箇月

報告済件数	期限内 提出件数	期限後 提出件数
89	86	3

期限後提出遲滯期間

2週間以内	件
1箇月以内	1 件
1箇月を超え2箇月以内	2 件
2箇月を超える	件

(2) 8月31日現在の未報告事件の状況

未報告件数	期限内件数	期限 経過件数
14	13	1

期限經過遲滯期間

1箇月以内	1 件
1箇月を超え2箇月以内	件
2箇月を超える	件

(注) 未報告事件で期限経過遅滞期間が1箇月を超えるものは、2に具体的に記載する。

2 現況調査事務処理状況(その2)

期限遅滞期間が1箇月を超える事件の処理状況

[illegible]

(別紙第7)

長野地裁管内執行官査察指摘事項要旨

(平成24年11月7日実施 諏訪支部執行官室分)

[illegible]

	た調書の日時が誤記され、催告日と異なっていた。 (2) 明渡執行事件において、断行日が引渡期限後となったが、引渡期限の延長手続きが取られていない（期限後3日ほど後の断行で占有移転の可能性が極めて小さく、延長手続きを取る必要性がさほどないケースであったが、債権者の了解を得て、これを記録上明らかにすべきである。）。 (3) 明渡の再催告手続きを行って作成された調書に物件目録が添付されていない（本文には「別紙のとおり」と記載されている。）。 (4) 現況調査の占有者の占有面積を容易に測量できるケースであるのに、同報告書の「占有者及び占有権原」の「占有範囲」欄に具体的な概測面積（㎡）が明らかにされていない（図面上に表示はされているが特定として十分ではない。）。
5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項	5 適正に処理されていた。
6 予納金、保管金及び保管物に関する事項	6 事件終了後2週間以上予納金の残金を返還していないものが散見された。
7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項	7(1) 平成23年度の既済記録が執務室内の[REDACTED]に保存されていた。 (2) 廃棄できる記録保存簿（昭和9年、同29年）があったので、早期な廃棄を指示した。
8 執行官室の運営に関する事項	8 兼務庁であり、執行官の執務日が定められているのに、その表示がされていなかった。
9 執行官の使用する事務員に関する事項	9 本年度に採用された事務員であったが、本庁等からのバックアップ態勢も採れており、大きな問題はなかった。
10 その他の参考となる事項	10 特記すべき事項はない。

(別表第1)

1 未済事件調査表

長野地方裁判所 諏訪 支部
(平成24年8月31日現在)

	平成19 年以前	20	21	22	23	24	計
執イ						1	1
執口						3	3
執ハ						0	0

2 係属後2年を超える未済事件の未済事由等調査表

[illegible]

(別表第2)

1 執行着手期間調査表

長野地方裁判所 諏訪 支部
(平成24年1月1日から同年8月31日までの受理事件)

[illegible]

※ 執行の着手時期については、予納金が納付された日から、最初に臨場した日までを記載する。

2 2月を超えるもの及び未着手で2月を超えるもの

(この項目は、全未済事件を対象として報告する。)

[illegible]

(別表第3)

1 現況調査事務処理状況(その1)

長野地方裁判所 諏訪 支部

(1) 平成24年1月1日から同年8月31日までの受命事件処理状況

総受命件数	報告済件数	未報告件数	取下等による 取消件数
39	33	6	0

提出期限
(受命の日から)

日

8 週間

箇月

報告済件数	期限内 提出件数	期限後 提出件数
33	33	0

期限後提出遲滯期間

2週間以内

件

1箇月以内

件

1箇月を超え2箇月以内

件

2箇月を超える

件

(2) 8月31日現在の未報告事件の状況

未報告件数	期限内件数	期限 経過件数
6	6	0

期限經過遲滯期間

1箇月以内

件

1箇月を超え2箇月以内

件

2箇月を超える

件、

(注) 未報告事件で期限経過遅滞期間が1箇月を超えるものは、2に具体的に記載する。

2 現況調査事務処理状況(その2)

期限遅滞期間が1箇月を超える事件の処理状況

[illegible]

(別紙第 8)

長野地裁管内執行官査察指摘事項要旨

(平成24年10月26日実施 飯田支部執行官室分)

[illegible]

	ており、その謄本が債権者に交付されている。 (2) 子の引渡仮処分事件において、債権者本人が現場で立会っている（子に対して呼びかけ等も行っている。）のに、調書の「執行に立ち会った者」欄には債権者代理人の記載しかない。 (3) 現況調査報告書において、占有認定等のため記載の必要性があるとは思えない共有者（共同相続人）の身分関係（「被相続人の認知した子供である。」旨）が記載されている。 (4) 現況調査報告書において、必要性のない本件物件の前面道路の写真（本件物件は被写体となっていない。）が添付されている。 (5) 現況調査報告書の「調査の経過」欄の記載が不十分で、具体的な調査経過や方法が不明。
5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項	5 適正に処理がされていた。
6 予納金、保管金及び保管物に関する事項	6 適正に処理がされていた（保管物なし）。
7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項	7 適正に処理がされていた。
8 執行官室の運営に関する事項	8 室内及び ████████ については整理されており、██████ の保存記録の整理も適切であった。
9 執行官の使用する事務員に関する事項	9 事務員は経験も知識も豊富で、執行官との連携も良好で、問題はない。
10 その他の参考となる事項	10 特になし。

(別表第1)

1 未済事件調査表

長野地方裁判所 飯田 支部
(平成24年8月31日現在)

	平成19 年以前	20	21	22	23	24	計
執イ						1	1
執ロ							0
執ハ							0

2 係属後2年を超える未済事件の未済事由等調査表

[illegible]

(別表第2)

1 執行着手期間調査表

長野地方裁判所 飯田 支部
(平成24年1月1日から同年8月31日までの受理事件)

[illegible]

※ 執行の着手時期については、予納金が納付された日から、最初に臨場した日までを記載する。

2 2月を超えるもの及び未着手で2月を超えるもの

(この項目は、全未済事件を対象として報告する。)

[illegible]

1 現況調査事務処理状況(その1)

長野地方裁判所 飯田 支部

(1) 平成24年1月1日から同年8月31日までの受命事件処理状況

総受命件数	報告済件数	未報告件数	取下等による取消件数
27	16	9	2

提出期限
(受命の日から)

11

週間

2 箇月

報告済件数	期限内 提出件数	期限後 提出件数
16	16	0

期限後提出遲滯期間

2週間以内

件

1箇月以内

件

1箇月を超え2箇月以内

件

2箇月を超える

件

(2) 8月31日現在の未報告事件の状況

未報告件数	期限内件数	期限 経過件数
9	9	0

期限經過遲滯期間

1箇月以内

件

1箇月を超え2箇月以内

件

2箇月を超える

件

(注) 未報告事件で期限経過遅滞期間が1箇月を超えるものは、2に具体的に記載する。

2 現況調査事務処理状況(その2)

期限遅滞期間が1箇月を超える事件の処理状況

[illegible]

(別紙第9)

長野地裁管内執行官査察指摘事項要旨

(平成24年10月25日実施 伊那支部執行官室分)

査 察 事 項	指 摘 事 項 要 旨
1 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項	1 平成22年分の閲覧及び謄本等交付簿に「記載終了」の記載がなかった。
2 事件の受付及び分配に関する事項	2 適正であった。
3 事件の処理に関する事項 (1) 未済事件の係属状況 (2) 係属2年を超える未済事件の処理状況 (3) 執行着手状況及び処理状況 (4) 現況調査事務の処理状況 (5) 執行官保管に係る動産仮差押、占有移転の禁止の仮処分等の点検実施状況	3 (1)～(4)は以下に記載した外、別表第1～3のとおり (4) 期限遅滞期間が1箇月を超える事件（24件7）は報告書提出見込時期が24.11.30となる予定（土地144・建物5というゴルフ場、公園の縮尺が不明な土地もあり、提出にはもう1箇月程度かかる見込み） (5) 点検を要する事件なし
4 記録、調書その他の書類の作成に関する事項	4 以下の点を指摘し、適正な処理を求めた。 (1) 動産執行事件において、執行の場所に赴いたところ債務

	者が建物新築中の場所であったにもかかわらず（新築中のため家財道具等は存在しなかった。）、債務者がその場所を占有していないとの理由で不能としている。 (2) 動産執行事件において、調書上「立会人を同行した。」との記載があるが、出頭状況欄には「立会人」に代えて「執行補助者」と表示され、執行補助者費用が支払われている。 (3) 動産執行事件において、執行補助者、解錠技術者の各費用の請求書を支払いのため会計課に送付した後、記録に残したその写しの但し書き部分を訂正したため、原本との齟齬が生じている。 (4) 明渡執行事件において、催告した任意退去期限が、調書記載の日と催告書記載の日が一致していない。
5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項	5 適正であった。
6 予納金、保管金及び保管物に関する事項	6 適正であった（保管物はなし）。
7 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項	7 保存期間が平成23年12月末日までの帳簿は廃棄されており、適正に処理されていた。
8 執行官室の運営に関する事項	8 執行官の不在時にも執行官と連絡が取れる態勢になっており、問題はない。
9 執行官の使用する事務員に関する事項	9 事務員は経験年数が長く、執行官不在時に困ったことはない（仮にあったとしても、書記官室に相談する態勢が整えられている。）。

(別紙第9)

10 その他の参考となる事項	10 なし
----------------	-------

(別表第1)

1 未済事件調査表

長野地方裁判所 伊那 支部
(平成24年8月31日現在)

	平成19 年以前	20	21	22	23	24	計
執イ				なし			0
執口							0
執ハ							0

2 係属後2年を超える未済事件の未済事由等調査表

[illegible]

(別表第2)

1 執行着手期間調査表

長野地方裁判所 伊那 支部
(平成24年1月1日から同年8月31日までの受理事件)

[illegible]

※ 執行の着手時期については、予納金が納付された日から、最初に臨場した日までを記載する。

2 2月を超えるもの及び未着手で2月を超えるもの

(この項目は、全未済事件を対象として報告する。)

[illegible]

(別表第3)

1 現況調査事務処理状況(その1)

長野地方裁判所 伊那 支部

(1) 平成24年1月1日から同年8月31日までの受命事件処理状況

総受命件数	報告済件数	未報告件数	取下等による取消件数
44	31	12	1

提出期限
(受命の日から)

日
7週間
箇月

報告済件数	期限内提出件数	期限後提出件数
31	29	2

期限後提出遅滞期間

2週間以内	1件
1箇月以内	1件
1箇月を超え2箇月以内	件
2箇月を超える	件

(2) 8月31日現在の未報告事件の状況

未報告件数	期限内件数	期限経過件数
12	11	1

期限経過遅滞期間

1箇月以内	件
1箇月を超え2箇月以内	1件
2箇月を超える	件

(注) 未報告事件で期限経過遅滞期間が1箇月を超えるものは、2に具体的に記載する。

2 現況調査事務処理状況(その2)

期限遅滞期間が1箇月を超える事件の処理状況

事件番号	受命年月日	報告期限	物件所在地	物件の種類と個数	遅延事由	当事者の異議, 上申等	報告書提出見込時期
24㍻7	24. 5. 10	24. 7. 25	駒ヶ根市中沢	土地144 建物 5	対象は多数の土地で構成された広大なゴルフ場であったため、物件の特定等の調査に手間取った。	なし	24. 10. 31